

求められる！少子化に歯止めを掛ける「2人目」からの手当拡充

～再検討が求められる「子どものための手当」のあり方～



経済調査部門 研究員 桑島 滋

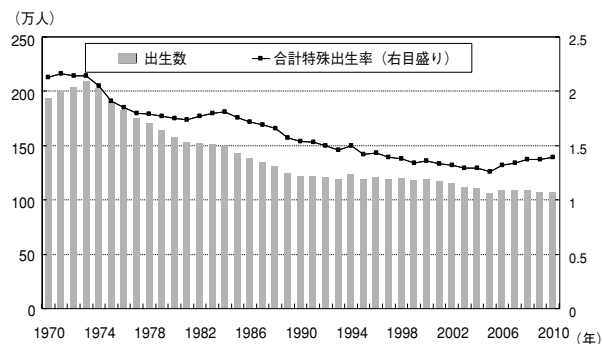
kuwahata@nli-research.co.jp

1—止まらない少子化

足もと、「社会保障と税の一体改革」の議論が続いているが、年金をはじめとした社会保障の機能強化と消費税率の引き上げに焦点が当てられており、少子化対策については、やや後回しにされている感が否めない。しかし、少子化の進展に歯止めをかけ、未来を担う労働力を増やすことは、日本の将来を語るうえで避けて通れない重要課題の一つである。

「人口動態調査」によると、1970年代前半から低下が続いた合計特殊出生率こそ、2005年の1.26を底に上昇に転じ、2010年には1.39まで回復したものの、出生数の減少は今なお続いている（図表－1）。2010年の出生数は約107万人と、2000年からの10年間で見ても▲12万人程度減少している。また、出生順位別出生数の動きを見ると、特に第2子以降の減少数が多く、出生数の減少は第2子以降の子どもを儲けられない子育て世帯が増加していることが大きく影響している。（図表－2）。

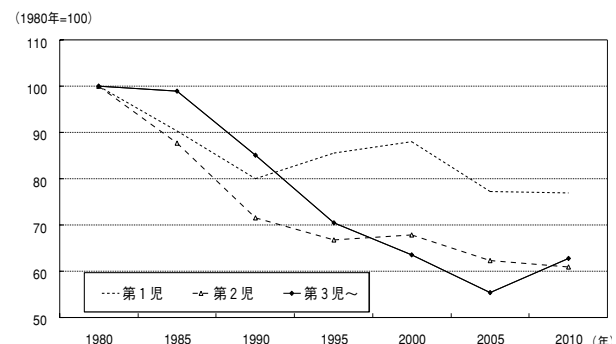
〔図表－1〕 合計特殊出生率と出生数の推移



（注）合計特殊出生率とは、15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの

（資料）厚生労働省「人口動態調査」

〔図表－2〕 出生順位別出生数



（注）各順位別出生数は、1980年の出生数を100とした場合の出生数の推移を示している。

（資料）厚生労働省「人口動態調査」

2—低下する子育て世帯の経済力

その要因として、晩婚化に伴う出産時期の遅れや働きながら子育てができる職場環境が整っていないことなどがしばしば指摘されるが、それにもまして、近年では子育て世帯の経済力低下による影響が大きいものと推察される。内閣府が2010年に実施した「少子化社会に関する国際意識調査」の中で、

希望より実際の子どもの数が少ない人を対象に「さらに子どもを増やしたいか」について質問したところ、「今よりも増やさない、または増やせない」と答えた人の割合は日本が47.5%と、最も高く、理由は、男女ともに「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も高い（図表－3）。

[図表－3] 「今よりも子どもは増やせない、または増やさない」と回答した人の割合

	1位	2位	3位	4位	5位
2010年	日本 47.5%	韓国 43.9%	フランス 17.7%	アメリカ 13.5%	スウェーデン 7.4%
2005年	53.1%	52.3%	22.8%	12.5%	11.0%

子どもを増やしたくない理由

	1位	2位	3位
男性	子育てや教育にお金がかかりすぎるから 44.6%	自分または配偶者が高齢で、産むのが嫌だから 26.8%	働きながら子育てができる職場環境がないから 14.3%
女性	子育てや教育にお金がかかりすぎるから 39.5%	自分または配偶者が高齢で、産むのが嫌だから 35.1%	働きながら子育てができる職場環境がないから 26.3%

(注) 調査対象は5カ国（日本、韓国、アメリカ、フランス、スウェーデン）の20歳から49歳の男女
(資料) 内閣府「少子化社会に関する国際意識調査」

子どもを増やす中心である子育て世帯の実質可処分所得は、2010年には、29歳以下で約380万円、30～39歳では約576万円となり、2000年からの10年間でそれぞれ約▲25万円、約▲22万円減少している。（図表－4）。

3—再検討が求められる「子どものための手当」

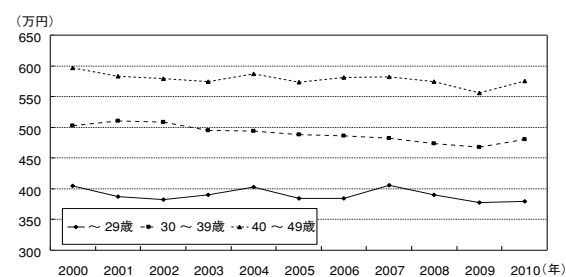
これらの状況を踏まえると、今後の少子化対策として即効性があると思われるのは、「2人目」の子どもに対する経済的支援の強化を通して、経済力のなさを理由に「子どもを増やしたくても、増やせない」子育て世帯を減らすことであろう。子ども手当が開始された2010年の「少子化社会に関する国際意識調査」において、「今よりも増やさない、または増やせない」と答えた人の割合が2005年（53.1%）から低下しているのは偶然ではない。

政府は、2012年度以降、子ども手当に代わる新たな現金給付制度として「子どものための手当」を創設する予定としているが、支給額が上乗せされるのは第3子以降となっている。

加えて、第2子までの子ども1人あたりの累計支給額（中学校卒業まで）は210万円にとどまり、大学卒業までの子育て費用（約1,000万円）を考慮すると、子育て世帯に「もう1人」子ども持つ決断を迫るには、やや物足りない（図表－5）。

ただし、財源が限られる中、むやみに支給額を増やすことはできない。であるならば、所得制限の対象となる世帯年収の引下げや、1人目の子どもに対する支給額の減額を実施することにより財源を確保し、2人目以降に限り現在の2倍程度支給するなど、制度自体に工夫を加える必要があるだろう。子どものための手当制度のあり方について今一度検討する必要があると言えるのではないだろうか。

[図表－4] 子育て世帯の実質可処分所得の推移



(注1) 対象は、二人以上勤労者世帯
(注2) 実質可処分所得は、「年平均の1ヵ月あたり可処分所得×12ヵ月」を消費者物価指数（帰属家賃を除く総合）で実質化（2010年基準）
(資料) 総務省「家計調査」、「消費者物価指数」をもとに筆者作成

[図表－5] 子どもに関する各種手当制度

	児童手当	子ども手当	子ども手当 (特別措置法施行後)	子どものための手当
期間	～2010年3月分	2010年4月分 ～2011年9月分	2011年10月分 ～2012年3月分	2012年4月分～
支給額 (年間)	・3歳未満：12万円 ・3～小学校修了まで：6万円 ※ただし第3子以降12万円	一律15.6万円	・3歳未満：18万円 ・3～小学校修了：12万円 ※ただし第3子以降は18万円 ・中学生：12万円	・3歳未満：18万円 ・3～小学校修了：12万円 ※ただし第3子以降は18万円 ・中学生：12万円
所得制限	860万円程度	なし	なし	960万円程度

(資料) 厚生労働省HP、民主党「子どもに対する手当の制度のあり方について」等を基に筆者作成